

船舶インシデント調査報告書

令和元年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航阻害
発生日時	平成31年1月3日 16時40分ごろ
発生場所	愛知県常滑市中部国際空港島北西方沖 中部国際空港北進入灯施設先端灯から真方位304°2海里付近 (概位 北緯34°54.0′ 東経136°46.0′)
インシデントの概要	ヨットシーサー1は、機帆走中、セイル操作用のロープが推進器に絡まり、運航が阻害された。
インシデント調査の経過	平成31年1月15日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット シーサー1、7.65トン
船舶番号、船舶所有者等	235-8789愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約8m/s、視界 良好 海象：波高 約1.2m 常滑市には、1月3日15時57分に強風注意報が発表され、本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、係留場所に戻る目的で機帆走中、セイル操作用のロープ（以下「本件ロープ」という。）が推進器に絡まり、主機の運転ができなくなった。 船長は、風が強く、波が高くなったので、帆走だけの帰港が不可能と判断して海上保安庁に救助を要請し、来援した巡視艇に中部国際空港島付近までえい航され、海上保安庁の職員によって絡まった本件ロープが除去されたのち、友人のプレジャーボートに伴走され、機走で係留場所に戻った。 船長は、クリートに縛っていた本件ロープが緩み、波に洗われて舷外に垂れたのではないかと本インシデント後に思った。
分析	本船は、機帆走中、本件ロープが舷外に垂れていたことから、推進器に本件ロープが絡んで主機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、機帆走中、本件ロープが舷外に垂れていたため、推進器に本件ロープが絡んで主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 機関を使用しながらセイル操作を行う場合、セイル操作のロープが甲板上にあることを確認すること。 |
|--|--|